

■ 指定後の遵守事項

1 給水装置工事主任技術者の選任・解任（法第25条の4第1項、第3項及び法施行規則第23条関連）

- (1) 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次に掲げる職務をさせるため、免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ④ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ⑤ 法施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他工事上の条件に関する連絡調整
 - ⑥ 給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡
- (2) 選任・解任期間（法施行規則第21条第1項及び第2項関連）
 - ① 指定を受けた日から2週間以内に選任
 - ② 給水装置工事主任技術者が、欠けるに至った日から2週間以内に解任及び新たに選任
 - ③ 新規に事業所を追加したときは、追加した日から2週間以内に選任なお、給水装置工事主任技術者を選任していない間は給水装置工事を施行することはできません。
- (3) 届出期間（法第25条の4第2項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- (4) 届出書類について（法施行規則第22条関連）
 - ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（法施行規則様式第3）に選任の届出の場合にあっては選任した給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付（指定後最初の選任の届出の場合において、指定の申請時に給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者として既に免状の写しを提出してある場合を除く。）して、提出してください。

(5) 選任時の条件について（法施行規則第21条第3項関連）

- ① 給水装置工事主任技術者の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障が無いことを確認しなければならない。なお、二以上の事業所とは、A社のB事業所とC事業所という場合、D社の事業所とE社の事業所という場合がそれぞれ含まれること。
- ② 上記について、「その職務を行うに当たって特に支障がないとき」に該当するかどうかは、法第25条の4第3項の職務を法施行規則第36条第1号及び第6号に基づき遂行できるかどうか等により判断されるものであること。

(6) 届出の受付について

- ① 届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

2 変更の届出

(1) 変更があった場合に届け出なければならない事項（法第25条の7及び法施行規則第34条第1項関連）

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地
- ③ 氏名又は名称
- ④ 住所
- ⑤ 法人にあつては、代表者の氏名
- ⑥ 法人にあつては、役員の氏名
- ⑦ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ⑧ 給水装置工事主任技術者の免状の交付番号
- ⑨ 新規事業所の追加
- ⑩ 事業所の廃止
- ⑪ 上記のほか、住所及び給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号が変更となった場合もお知らせください。

(2) 届出期間（法施行規則第34条第2項関連）

- ① 当該変更のあった日から30日以内